

取扱区分：「公開」

平成30年第1回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。



平成30年1月10日（水）10時02分～

於：周南市徳山保健センター 健康増進室3

平成30年第1回

周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 平成30年1月10日（水） 午前10時02分 ～ 10時58分

2 場 所 周南市徳山保健センター 健康増進室3

3 会議に付した議案

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	3件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	4件
報告第1号	農地法第4条の規定による農地転用届出について	1件
報告第2号	農地法第5条の規定による農地転用届出について	10件
報告第3号	非農地証明について	6件
報告第4号	農地の転用の制限の例外による届出について	2件

4 出席委員

第1番	西田孝美君	第2番	原田雅之君
第4番	竹安昌巳君	第5番	林俊一君
第6番	松田孝行君	第7番	藤原典子君
第8番	岩田実君	第9番	弘中壽君
第10番	山崎光夫君	第11番	徳本勉君
第12番	秋貞啓子君	第13番	佐伯伴章君
第14番	高橋恵君	第15番	田中榮作君
第16番	藤井孝君		
第17番	笠井保雄君（職務代理者）		
第18番	杉村龍男君（会長）		

5 欠席委員

第3番 歳 光 時 正 君

6 関係人

なし

7 事務局職員

局 長	隅 浩 二	次 長	藤 井 豊
次長補佐	小 西 美佐江	書 記	時 重 智 一

事務局長

改めまして、皆さん、おはようございます。

本年もどうぞよろしく願いいたします。

総会に入る前に携帯電話につきましては、確認の方をよろしく願いいたします。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は18名中17名で、周南市農業委員会会議規則第9条に規定された定足数、過半数を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、第3番歳光時正委員の1名でございまして、周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

それでは、議長よろしく願いいたします。

開会（午前10時02分 ～ ）

議長（杉村会長）

改めまして、皆さん明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしく願いいたします。

それでは只今より、平成30年第1回周南市農業委員会総会を開会いたします。

議事に先立ちまして、周南市農業委員会会議規則第6条の規定により、議席及び議席番号の変更を行います。本年1年間の議席及び議席番号は、只今着席されている議席及び議席番号といたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条に規定された議事録署名委員は、第5番、林俊一委員さん、第14番高橋恵委員さんのご両名にお願いいたします。

議事日程第2、議案の審議に入ります。

それでは、議案第1号を議題といたします。

事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。

今月の農地法第3条の規定による許可申請は、1議案3件でございます。

それでは、まず1番についてご説明いたします。申請地は、●●地区に所在する農地の田、1筆の1、455平方メートルでございます。

権利移動につきましては、譲渡人は、高齢で、耕作困難のために譲渡したいとのことで、また、譲受人は、定年退職後更に農業に力を入れるため農地を購入したいとの意向でございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は耕作要件、トラクター等農機具の保有状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定は個人であり、適用ありません。また、第3号の信託要件の規定についても、信託でないので、いずれも適用ありません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、申請人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は約52アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、野菜を中心に規模を拡大したいとのことで、今回の権利移動により周辺地域への影響もなく、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長（杉村会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんから

の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第 2 番

原田雅之委員

2番の原田です。議案第1号1番について補足説明いたします。

去る12月26日に現地の調査及び、譲渡人、譲受人と電話にて意思確認いたしましたので報告いたします。

申請地は梅、栗、柿等果樹が植えられ、一部畑作されており、草刈等管理も十分行き届いておりました。

譲渡人は高齢で農作業もできず、申請地の草刈等管理もシルバー人材センターや近所の人に依頼して行っており、農業後継者もないため、この度譲渡したいとの事でした。

譲受人は、申請地近くの出身で、現在も実家周辺で水稻等営農しており、本年定年を機に申請地に隣接する実家に戻り、さらに営農活動に力を入れるため取得したいとの事でした。

農機具の保有状況も、トラクター1台、耕運機1台、草刈機6台、自走草刈機1台、コンバイン1台、田植え機1台、軽トラ1台、運搬機1台を保有しており、又、耕作者も譲受人夫婦が主とし娘夫婦が手伝うとの事でした。申請地は、譲受人の実家に隣接しており耕作に便利であると同時に現在も営農しているので、周辺農家との連携も取れていると思われま

す。家族の協力もあり、今後も安定した営農が見込まれ何ら問題ないと考えま

す。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（杉村会長）

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第1号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、2番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

2番についてご説明いたします。申請地は、●●地区に所在する農地の田、2筆の2、174平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は、高齢で耕作困難、後継者もないことから譲り渡すとされ、譲受人は、経営規模拡大のため譲受けの要望をし、応じてもらえることになったとのことでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は耕作要件、農機具の保有状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定については、譲受人は農地所有適格法人であり、該当ありません。第3号の信託要件の規定についても、該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断いたします。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は約631アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、畑として野菜、果樹等を作付けされるとのことであり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長（杉村会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんから
の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第14番

高橋 恵委員

14番、高橋です。2番につきまして、1月6日に申請人と現地にて確認
しましたので、報告します。

現地の状況は、昨年までは譲渡人が、水稻を作付けしておりましたが、高
齢のため今年の耕作は困難と考えておりました。そこで、譲受人が経営規模
拡大のため、譲り受けを希望したところ、譲渡人がこれに応じることになり
今回の申請になりました。

譲受人は、農業生産法人で、北部地区を中心に営農活動をしており、今回
の申請地の隣接でも土地を所有されており、耕作されております。

いずれは、隣接する今回の申請地とまとめて耕作しやすいようにし、玉ね
ぎ、じゃがいも、人参などを作付けする予定です。以上のことにより、今回
の申請も問題ないように思われますのでよろしくをお願いします。

議長（杉村会長）

ありがとうございました。

只今の2番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第1号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

続きまして、3番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたし
ます。

事務局長

3番についてご説明いたします。申請地は、●●地区に所在する農地の田、

1筆の774平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は、他県在住で自ら耕作、管理が困難なため、譲り渡すとされ、譲受人は、勤務地に隣接する農地で通作が可能なので畑として取得したいとのことでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は耕作要件、農機具の保有状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定は個人であり、適用ありません。また、第3号の信託要件の規定についても、信託でないので、いずれも適用ありません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断いたします。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は約37アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は畑として季節野菜、果樹等を作付けされるとのことであり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長（杉村会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第2番

2番の原田です。議案第1号3番について補足説明いたします。

原田雅之委員

去る12月28日に、現地にて譲受人と意向確認及び、譲渡人代理人と電

話にて意思確認いたしましたので報告いたします。

申請地は、現在畑作されており、管理も十分行き届いております。

譲渡人は、約5年前に申請地を相続したものの遠方に居住しており、今後戻る予定もなく、農業後継者もないため、譲受人の申し出に応じて譲り渡したいとの事でした。

譲受人は、申請地近くに勤務しており、農業経営の中に畑作、果樹を取り入れるため、通作可能な申請地を取得したいとの事でした。

農機具の保有状況も、耕運機1台、草刈機1台、消毒器1台を保有し、申請地近くの勤務地敷地内に保管しており、又、譲受人夫婦が耕作するとの事でした。

申請地は、譲受人の勤務地から50メートル程度と近く、耕作に便利であると同時に、周辺農家との意見調整も真摯に行っており問題ないと考えます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（杉村会長）

ありがとうございました。

只今の3番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第1号3番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、3番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第2号を議題とします。

事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

議案書の2ページをお願いします。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。今月の農地法第4条による許可申請は1議案1件でございます。

それでは、ご説明いたします。

申請人は、市内に居住している無職の方です。

申請地は、日当たりが良く管理が容易にできることから、パネル設置面積478.62平方メートル、発電出力47.2キロワット、パネル枚数272枚を設置する目的で、一部転用の申請書が提出されました。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、●●支所から西に約600メートルのところに位置しております。

申請地の所在につきましては、周南市大字●●字●●472番1、地目は田、地積は2,146平方メートルの内の995.78平方メートルでございます。

(スクリーンに分間図、土地利用計画図、写真を表示)

こちらが、分間図でございます。

続きまして、土地利用計画図でございます。

最後に現地の写真でございます。(2枚)

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、水道管、下水道管の2種類以上が埋設され、かつ、おおむね500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設が存する第3種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書及び借用証書が添付されておりました、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われまます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておりました、汚水についてはありません。又、雨水につきましては、農業

用排水路への排出でございます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、該当ありません。

以上です。よろしくご審議お願いします。

議長（杉村会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第14番

高橋 恵委員

14番、高橋です。1番につきまして、補足説明させていただきます。1月29日に、申請人と現地にて確認しました。現地の状況は、草刈りがされておりましたが、申請人が腰を痛め、耕作が困難になったため、3年以上耕作されていませんとのことでした。

このまま放置するわけにはいかないということで、日当たりがいい場所ということもあり、太陽光発電事業を行い、土地の有効利用を図りたいということで今回の申請となりました。書類等も完備されておりますので問題ないと思われまますので、ご審議の程よろしくお願いします。

議長（杉村会長）

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

第11番

徳本勉委員

はい、計画書の内容がわからないので、教えて欲しいのですが、完成時期はいつになってますか。

事務局次長

完成時期につきましては、許可後から31年の1月31日になっております。

第11番

徳本勉委員

分かりました。その場合にですね、お聞きしたいのですが、1月31日過ぎて、まだ完成してないときは、当委員会としてはどういう対応すればいい

のですか。

事務局次長

工期が来年の1月31日となっておりますが、進捗状況を3か月後、1年後に出していただくことになっていきます。例えば1年経っても事業が終わらないということであれば、変更計画書を出していただいて、再度総会にお諮りして審議していただくという形を取っています。

第11番

分かりました。有難うございました。

徳本勉委員

議長（杉村会長）

他にございませんか。

第6番

今回の申請は、この筆の一部のみの転用ですが、残りの土地の計画はどうなっていますか。

松田孝行委員

事務局次長

今回一部転用として出た訳で、今後の計画については把握しておりません。

第6番

分かりました。

松田孝行委員

議長（杉村会長）

他にございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第2号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第3号を議題とします。事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

議案書の3ページをお願いします。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。今月の農地法第5条による許可申請は1議案4件でございます。

それでは、1番からご説明いたします。

譲受人は、市内に居住している会社員の方です。

申請地は、日照も確保でき周辺に影響が少ない用地であることから、パネル設置面積478.62平方メートル、発電出力47.2キロワット、パネル枚数272枚を設置するものです。

又、譲渡人は譲受人の父に当たり、数年前から腰を痛め耕作できないことから、使用貸借により申請書が提出されました。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、●●支所から西に約600メートルのところに位置しております。

申請地の所在につきましては、周南市大字●●字●●474番1、地目は田、地積は991平方メートルでございます。

(スクリーンに分間図、土地利用計画図、写真を表示)

こちらが、分間図でございます。

続きまして、土地利用計画図でございます。

最後に現地の写真でございます。(2枚)

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、水道管、下水道管の2種類以上が埋設され、かつ、おおむね500m以内に二つ以上の教育施設、医療施設が存する第3種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書及び借用証書が添付されておまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業

計画書により適当と思われます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておりまして、汚水についてはありません。又、雨水につきましては、農業用排水路への排出でございます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、該当ありません。

以上です。よろしくご審議お願いします。

議長（杉村会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第14番

高橋 恵委員

14番、高橋です。1番につきまして、12月29日に、申請人と現地にて確認しましたので、報告します。

この案件は、議案第2号の1番と申請人と譲受人が同一で、申請地も隣接するため、先程の説明と重複するところがあります。譲受人と譲渡人は同居の家族です。

現地の状況は、3年以上耕作されていませんが、草刈りはされておりました。所有者である譲渡人は、腰を痛めているため耕作できず、譲受人も勤務の都合で、耕作に従事することができないとのことでした。これらのことから、土地の有効利用を考え、太陽光発電事業を始めたいと思い、今回の申請になりました。書類等も完備されておりますので、問題ないように思われますので。ご審議の程よろしくお願いします。

議長（杉村会長）

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

第9番

弘中壽委員

9番、弘中です。この案件そのものではないのですが、私の地区で、太陽光発電の施設がありますが、周辺に草刈りをやってなくて、雑草が

生えて、隣からクレームが入ってきていることがあります。転用の段階で、我々の手から離れているけれども、管理がなされていないという現状があります。それが農地の関連なので、どうしても農業委員に言って来るといことが現実にあります。他の地域がどうい状況なのか、各地区の状況をお聞かせ願いたい。

議長（杉村会長）

結構こういった案件はあると思います。この案件につきましては、許可の段階で、事務局から一言、草刈り、管理をするように申し添えることにいたしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

第 6 番

松田孝行委員

私の経験上、工事を始める段階までに相手と話を詰めておかないと難しいと思います。終わってからだと中々難しいと思います。農業委員が絡む時点で、業者や利害関係のある方、第三者も交えて話をされる必要があると思います。

第 17 番

笠井保雄委員

土地所有者すべてに言えるのですが、草刈りは最低限の義務だと思います。利用権設定でも色々問題がありますよね。あの人に貸したけど、全然草を刈らないとか。全ての土地の所有者に言えるのではないかと思います。約束は約束なので、それを守らなくても罰則の規定はありませんが、その所有者のモラルの問題だろうと思います。約束はいつもしているのですが、所有者次第というのが現状です。

事務局次長

事務局といたしましても許可書を発行する際に、草刈り等の管理もお願いして発行したいと思います。

議長（杉村会長）

他にありませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第 3 号 1 番につきまして、採決を行います。

事務局次長

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして2番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

続きまして、2番についてご説明いたします。

譲受人は、市内で鉄工業を営む法人です。

事業の拡張計画に伴い、既存の工場が手狭となったため、隣接地の土地を取得し、工場敷地218.6平方メートル及び駐車場10台分を整備するものです。

又、譲渡人は遠隔地に居住し維持管理が困難のため、申請書が提出されました。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、●●支所から南南西に約3.1キロメートルのところに位置しております。

申請地の所在につきましては、周南市大字●●字●●79番1、地目は田、地積は995平方メートルでございます。

(スクリーンに、地籍図、平面図、建物立面図、写真を表示)

こちらが、地籍図でございます。

続きまして、全体計画の平面図でございます。

続きまして、建物の立面図でございます。

最後に、申請地の写真でございます。(2枚)

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

先ず、農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、その他農地として第2種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書及び残高証明書が添付されてお

りまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われまます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており、汚水につきましてはありません。又、雨水につきましては、排水路への排出でございます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等についてですが、当申請地につきましては、市道の占用及び加工承認が発生することから、担当課と事前に境界確認等、現地立会を行い事前協議は済んでおります。

道路課への申請につきましてはまだですが、農業委員会の許可証の写しをもって行うようにと道路課の指示を受けているとのことでした。

【再度、スライドを用いて断面図で詳細に説明】

以上です。よろしくご審議お願いします。

議長（杉村会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんから
の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第2番

2番の原田です。議案第3号2番について補足説明いたします。

原田雅之委員

去る12月28日に、現地にて譲受人と意向確認、隣接する農地の耕作者との意見調整をし、電話にて譲渡人の代理人と意思確認いたしましたので報告いたします。

申請地の周囲は田、工場、耕作放棄地となっており、現地は畑作収穫後に
保全管理されておりました。

譲渡人は約5年前に申請地を相続したものの、遠方に居住しており、今後
も戻る予定もなく、農業後継者もいないため、譲受人の申し出に応じて譲り
渡したいとのことでした。

譲受人は、業務拡大に伴って現在の工場が手狭となっているため、工作機

械の更新に合わせて、隣接する申請地を取得し工場及び駐車場を建築したいとのことでした。工場の周囲には利用可能な非農地もなく、現在の工場との接続や作業工程を勘案し、かつ譲渡人の意向も考慮すると建築可能な土地は申請地以外にないとのことでした。

また、申請地に隣接する農地の耕作者と、日照を考慮して工場建屋の高さや設置位置に関しての覚書も作成しており、また互いに話し合って雨水排水配管の設置方法、境界の構造も考慮されております。

事業計画書、立面図、平面図、被害防除計画書に添って調査いたしました
が、特に問題はないと考えます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（杉村会長）

ありがとうございました。

只今の2番の案件につきまして質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

第11番

徳本勉委員

参考に聞きたいのですが、近隣の人の話ですが、多分北側だったと思うのですが、耕作されてますよね。日照とかその辺の問題はどういう風に解決されましたか。

第2番

原田雅之委員

実際に耕作されておられる方のお宅にお邪魔してお伺いしたのですが、この案件はここ数年で出た話ではなく、かなり前からあったそうです。それで実際に建築するという事になった時に、説明にあったように、道路の高さに合わせて、2メートルぐらい埋め立てると、それに尚且つ、建屋を建てるとなると、かなり遮るということになるのですが、実際に建てる工場の屋根の高さ、それに境界からどれだけ離すかということですが、5メートル以上は必ず離してくれと、高さも7メートルで抑えてくれということで話をし、実際に覚書を作られていました。実際に私も確認させていただきました。実際の計画においては、境界からの距離が18メートルぐらい、建屋自体の日照を遮ることの問題は無いと、考えています。ただし、立ち上げが高いので

すが、その辺はもうやむを得ないということで、隣接する方は言うておられました。

第 1 1 番

分かりました。どうもご苦労様でした。

徳本勉委員

議長（杉村会長）

他にはございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第 3 号 2 番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、2 番は許可と決定いたします。

続きまして 3 番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

続きまして、3 番についてご説明いたします

譲受人は、市内に居住している無職の方です。

申請地は、譲渡人の強い要望に応じ、桜 10 本を植樹するものです。

又、譲渡人は高齢で農地の維持管理が困難となり、申請書が提出されました。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、●●支所から西に約 500 メートルのところに位置しております。

申請地の所在につきましては、周南市大字●●字●●987 番 2、地目は畑、地積は 310 平方メートルでございます。

（スクリーンに分間図、土地利用計画図、写真を表示）

こちらが、分間図でございます。

続きまして、土地利用計画図でございます。

最後に現地の写真でございます。（2 枚）

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、その他農地として第2種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書及び残高証明書が添付されておりまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われまます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておりまして、汚水についてはありません。又、雨水につきましては、道路側溝への排出でございます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、該当ありませんが、●●地区の転用ですので、文化財保護の担当者へ文化庁への申請が必要か否かを確認しましたところ、提出は不要という事を12月25日に確認しております。

以上です。よろしくご審議お願いします。

議長（杉村会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第1番

西田孝美委員

1番、西田ですが、ただ今事務局から説明がございましたけれども、去る12月27日、譲受人と現地確認しました。また、譲渡人とは電話等で確認をいたしております。前のスライドでありましたように、5年前に栗のカットパックをやったら枯れてしまったと、いうことでございます。譲受人は、82歳と高齢になって将来に渡って、またそういったものを植えるということとは、如何なものかということと、併せて譲渡人とは、ご兄弟でございませ

て、隣接する山林、併せて取得されるということでございます。先程から説明がありましたように文化財保護の許可についても担当に確認をいたしました。が、全く問題ないということでございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（杉村会長）

ありがとうございました。

只今の3番の案件につきまして質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第3号3番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、3番は許可と決定いたします。

続きまして4番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

最後に4番について、ご説明いたします。

譲受人は、県外に事務所を置く法人です。

申請地は、日当たりが良く、障害物もなく最適な土地であることから、パネル設置面積56平方メートル、太陽光パネル36枚を設置するものです。

又、譲渡人は、遠方に居住しており管理ができないことから、申請書が提出されました。

尚、当申請地は、農地以外の地目、これは宅地ですが、これと一体利用であり、農地以外の面積が1,279平方メートルあることから、全体計画面積としましては、1,685平方メートルとなります。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、●●支所から南西約180メートルのところに位置しております。

申請地の所在につきましては、周南市大字●●字●●1131番2、地目

は畑、地積は406平方メートルでございます。

(スクリーンに分間図、土地利用計画図、写真を表示)

こちらが、分間図でございます。

続きまして、土地利用計画図でございます。(全体図で説明)

最後に、申請地の写真でございます。(2枚)

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、おおむね300m以内に支所のある、第3種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書及び残高証明書が添付されておりまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておりまして、汚水についてはありません。又、雨水につきましては、道路側溝への排出でございます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、該当ございません。

以上です。よろしくご審議お願いします。

議長 (杉村会長)

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第13番

佐伯伴章委員

13番の佐伯です。議案3号の4番ですが、報告させていただきます。譲渡人より現在他県に在住しており、維持管理が困難で、併設の宅地と共に所有権を移転したいとの申請があり、現地を確認し、1月4日に電話にて、譲

渡人と意思確認をいたしました。譲受人は所有権移転後、太陽光パネルを設置されるとのことで、1月9日、電話にて譲受人に確認したところ、間違いなく設置しますとのことでした。近隣農地への影響等も見られないので、問題ないと思われしますので、審議の方をよろしくお願いします。

議長（杉村会長）

ありがとうございました。

只今の4番の案件につきまして質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第3号4番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、4番は許可と決定いたします。

以上で、審議案件は終了いたしました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。

報告第1号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の4ページをお願いいたします。報告第1号「農地法第4条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第4条第1項第7号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は1件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長（杉村会長）

説明が終わりました。以上で報告第1号を終わります。

続きまして、報告第2号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお

願いいたします。

事務局長

議案書の5ページをお願いいたします。報告第2号「農地法第5条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第5条第1項第6号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は10件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長（杉村会長）

説明が終わりました。以上で報告第2号を終わります。

続きまして、報告第3号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の7ページをお願いいたします。報告第3号「非農地証明について」をご説明いたします。

登記簿上の地目が農地で、現況が農地以外になっている土地について、地目の変更登記をしようとする者からの申請に基づき、交付する証明書でございます。今回は6件ございました。内容については記載のとおりで、現地も確認いたしました。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により非農地である旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長（杉村会長）

只今の報告第3号につきまして、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので以上で報告第3号を終わります。

続きまして、報告第4号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の 8 ページをお願いいたします。報告第 4 号「農地の転用の制限の例外による届出について」を、ご説明いたします。

自己所有の農地を農業用道路等に転用する場合は、面積の制限はなく、農地法第 4 条の農地の転用の制限の例外として、農地法施行規則第 29 条第 1 号に規定され、農業委員会に文書を提出することで、許可を要しないとされているものでございます。

今回の届出 2 件は、これに該当し、添付書類も含め完備しておりましたので、農地法第 4 条の農地の転用の制限の例外として、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長（杉村会長）

只今の報告第 4 号につきまして、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、以上で報告第 4 号を終わります。

以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、平成 30 年第 1 回周南市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会（午前 10 時 58 分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

平成30年1月10日

周南市農業委員会

会 長 杉 村 龍 男

委 員 林 俊 一

委 員 高 橋 恵